[令和5年5月24日改正、9月21日施行]

《122~124 》 「規律委員会規則」一部改正

4 会長は、指名した委員に欠員が生じたときは、遅滞な

新 IΒ 第1条 (略) 第1条 (略) (構 成) (委員会の構成) 第2条 (略) 第2条 (略) 2 (略) 2 (略) (委員) (委員) 第3条 (略) 第3条 (略) $2 \sim 3$ (略) $2 \sim 3$ (略) 4 委員は、辞任又はその任期が満了した後におい 4 委員は、辞任又はその任期が満了した際におい ても、その後任の委員が選任されるまでは、その ても、その後任の委員が選任されるまでは、その 職務を行うものとする。 職務を行うものとする。 5 (略) 5 (略) 第4条~第5条 (略) 第4条~第5条 (略) (委員会の議決方法等) (議決方法等) 第6条 (略) 第6条 (略) $2 \sim 3$ (略) $2 \sim 3$ (略) (小委員会) 第7条 委員会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処 (新設) 分に関する規則(以下「指導等規則」という。)の定める ところにより、会員の役員及び使用人又はこれらの職に あった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用 人又はこれらの職にあった者(以下「役員使用人等」と いう。) に対する指導、勧告、又は処分(指導等規則第7 条第1号を除く。)(以下「指導等」という。)を決定しよ うとするときは、指導等に係る事案(以下「事案」とい う。) ごとに第8条により構成される指導等小委員会(以 下「小委員会」という。)を置き、これに事案の審議を行 わせることができる。 (小委員会の構成等) 第8条 小委員会は、委員のうち、事案ごとに会長が指名 (新設) する会員外の委員3人及び会員の委員2人をもって構 成する。ただし、特別な利害関係を有する場合は、指名 することができない。 2 会長は、会員外の委員のうち1人を小委員会の委員長 に指名する。 3 小委員会の委員長は、小委員会を随時招集し、会議の 議長となる。

IΒ 新

く他の委員を指名し、補充しなければならない。

(小委員会の議決方法等)

第9条 小委員会は、前条第1項により会長が指名する委 員5人全員の出席により開催する。ただし、小委員会の 委員長が必要と認めたときは、会長が指名した委員の過 半数、かつ、会員外委員の過半数の出席により開催する ことができる。

- 2 小委員会の委員は、各1個の議決権を有する。
- 3 小委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもっ てこれを決する。ただし、可否同数のときは、小委員会 の委員長の決するところによる。
- 4 小委員会の行った事案に関する決定は、委員会の決定 とみなす。

(委員長への報告)

第10条 小委員会の委員長は、事案の審議により決定し た処分の対象となった役員使用人等の違反等行為につ いて、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の 管理責任を問うべきものと判断したとき、及び当該役員 使用人等が在籍する又は在籍した商品先物取引仲介業 者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当 該商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に係る 違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断 したときは、その事実関係等必要な事項について、委員 長に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。

(会長の出席)

<u>第11条</u> 会長は、委員会<u>及び小委員会</u>に随時出席し、意 │ <u>第7条</u> 会長は、委員会に随時出席し、意見を述べること 見を述べることができる。

(議事に関係のある者等の出席)

第12条 委員長及び小委員会の委員長は、必要と認める ときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求 め、事情を聴取することができる。

(議事録)

第13条 委員会及び小委員会の議事については、その経 過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

附

(細則の制定)

第 14 条 (略) (新設)

(新設)

(会長の出席)

ができる。

(議事に関係のある者等の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係 のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取すること ができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の概要及び結 果を記録した議事録を作成する。

(細則の制定)

第10条 (略)

則

(新設)

| 新 | IΒ |
|------------------------|----|
| この改正は、令和5年9月21日から施行する。 | |